

<資料1>

令和8年度県・市町村によるDX推進事業業務委託 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度県・市町村によるDX推進事業業務委託」（以下「本業務」という。）に係る業務委託候補者を選定する企画提案競技に関して必要な事項を定めるものです。

1 業務内容

(1)業務名

令和8年度県・市町村によるDX推進事業業務委託

(2)業務の仕様等

令和8年度県・市町村によるDX推進事業業務委託 仕様書のとおり

(4(2)②「<資料2>仕様書」参照)

(3)委託予定期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

(4)委託額の上限

36,640,000円(消費税及び地方消費税を含む)

2 事務局

秋田県企画振興部デジタル政策推進課 調整・DX推進チーム

住所 〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号(秋田県庁第二庁舎5階)

電話 018-860-4271

E-Mail johoh@pref.akita.lg.jp

3 実施スケジュール

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1)企画提案競技の参加者の公募開始 | 令和8年3月13日(金) |
| (2)実施要領等に関する質問の受付 | 令和8年3月23日(月)午後5時まで |
| (3)上記質問に対する回答 | 令和8年3月27日(金)午後5時まで |
| (4)参加資格確認申請書の受付 | 令和8年4月6日(月)午後5時まで |
| (5)参加資格確認結果の通知 | 令和8年4月13日(月) |
| (6)企画提案書の受付 | 令和8年4月22日(水)午後5時まで |
| (7)第1次審査(書面審査) | 令和8年4月下旬 |
| (8)第2次審査(プレゼンテーション審査) | 令和8年4月28日(火)(予定) |
| (9)審査結果の通知 | 令和8年4月下旬～5月上旬 |
| (10)契約締結 | 令和8年5月上旬 |

4 企画提案競技

(1)企画提案競技とその応募に必要な書類は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」及び「デジタル政策推進課」に掲載します。

(2)掲載書類

- ① <資料1>企画提案競技実施要領(本書)
- ② <資料2>仕様書
- ③ <資料3>企画提案競技審査要領
- ④ 【様式1】質問票
- ⑤ 【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書
- ⑥ 【様式3】会社概要
- ⑦ 【様式4】共同企業体結成届
- ⑧ 【様式5】共同企業体協定書
- ⑨ 【様式6】企画提案書
- ⑩ 【様式7】加点措置評価資料提出票

5 参加資格に関する事項

本業務に係る企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (3) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出の日から委託候補者の選定をする日までの間に、県からの受注業務に関して指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 秋田県暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (5) 本業務の実施について、県の要求に応じて日本語で速やかに対応できる体制を整えていること。

6 実施要領等に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和8年3月23日(月)午後5時まで

(2) 提出方法

受付期間内に「秋田県電子申請・届出サービス」の手続名「令和8年度県・市町村によるDX推進事業業務委託質問票の提出」から提出してください。

〔直接リンクURL〕

<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure/4722895442410160291>

(3) 回答方法

質問及び回答の内容を秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」及び「デジタル政策推進課」に掲載します。

7 参加資格確認

(1) 企画提案競技へ参加しようとする者は、次の書類を事務局に提出してください。

① 提出書類

ア 【様式2】 企画提案競技参加資格確認申請書

イ 【様式3】 会社概要

② 提出方法

提出期限までに「秋田県電子申請・届出サービス」の手続名「令和8年度県・市町村によるDX推進事業業務委託参加資格確認申請書の提出」から提出してください。

〔直接リンクURL〕

<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure/3481161396631784328>

③ 提出期限

令和8年4月6日(月)午後5時までに到着すること。

④ 確認結果

電子メールで通知します。

⑤ 留意事項

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消します。

イ 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。

(2) 参加資格の確認後に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、参加資格を喪失します。

なお、参加資格の確認後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局に連絡してください。

(3) 共同企業体を構成して参加する場合は、次のとおりとすること。

① 共同企業体の全ての構成員が「5 参加資格に関する事項」に記載する事項を満たす者であること。

② 共同企業体を組んで企画提案競技に参加しようとする者は、重複して、単独で、又は他の共同企業体の構成員として、企画提案競技に参加することはできないものとする。

③ 各構成員は対等の立場で一体となって業務を履行すること。

- ④共同企業体の名称（任意）、事務所所在地、代表者及び県が委託料を支払う際の振込口座を定めること。
- ⑤提出書類は、共同企業体を代表して代表者が提出すること。
- ⑥提出書類のほか、次の書類を提出すること。
 - ア 【様式4】 共同企業体結成届
 - イ 【様式5】 共同企業体協定書

8 企画提案書等の提出

企画提案競技への参加者は、次の書類を2の事務局に提出してください。

(1) 提出書類

① 【様式6】 企画提案書

サイズはA4判とし、様式中の「提案内容」の項目を網羅し20ページ以内で作成してください。なお、様式中の項目が網羅されていれば、任意の様式による提出も可能です。

② 見積書

企画提案書の事業を実施するための事業費の見積書と積算根拠を明らかにした見積り内訳を提出してください。なお、見積額が「1(4)委託額の上限」を上回る場合は、審査の対象としません。

③ 【様式7】 加点措置評価資料提出票（該当する場合のみ）

④ 「賃金水準の向上」に関する取組を評価する次の提出書類（該当する場合のみ）

区分		提出書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	役員及び従業員が対象	(i) 直近年及びその前年(※)の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	(ii) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除く従業員が対象	(iii) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類	(iv) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し	

※令和8年の場合は、直近年である令和7年及びその前年の令和6年。（令和7年÷令和6年により、増加率を計算する。）

⑤ 「女性の活躍推進」に関する取組を評価する書類（該当する場合のみ）

区分	提出書類
一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定(※1)	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰(※2)の受賞	表彰状の写し（写真可）

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定(女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。

(2) 提出方法

それぞれの電子データ(PDFファイル)を提出期限までに「秋田県電子申請・届出サービス」の手続名「令和8年度県・市町村によるDX推進事業業務委託企画提案書の提出」から提出してください。

[直接リンクURL]

<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure/0950699679634376699>

(3) 提出期限

令和8年4月22日(水)午後5時(必着)

(4) 留意事項

- ① 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。また、提出期限までに提出しない参加資格者は、辞退したものとみなします。
- ② 提出できる企画提案書は、1参加者1案とします。
- ③ 2の事務局が受理した提出書類は、これを変更したり撤回することはできません。

9 企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法

(1) 企画提案競技の審査

① 第1次審査(書面審査)の実施

第1次審査は書面審査とし、企画提案審査会(以下「審査会」という。)で優れていると認められた順に順位を付け、上位5者を選定し、第2次審査の対象とします。

② 第2次審査(プレゼンテーション審査)の実施

第2次審査はWeb会議を利用したプレゼンテーション審査とし、審査会で優れていると認められた順に順位を付け、委託候補者を選定します。

(2) 結果の通知

審査の結果は、速やかに企画提案競技参加者に電子メールで通知します。

10 契約に関する事項

(1) 契約の相手方

上記9により選定された委託候補者と予定価格の範囲内で単独随意契約を締結します。

(2) 企画提案内容と業務

企画提案書に記載され審査会で評価した項目について、原則として契約時の仕様書に反映します。ただし、契約の締結に当たっては、本業務の目的達成のため必要な範囲において、審査会における意見も踏まえつつ、委託者と委託候補者との協議及び調整により、企画提案内容の項目を追加、変更、削除等、業務内容の修正を行う場合があります。その場合は、委託契約額を協議により別途決定します。

(3) 契約保証金

① 本業務の受託者は、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号、以下「規則」という。)第177条第1項に基づき、契約額の10分の1以上に相当する額を契約保証金として納付する必要があります。ただし、規則第178条の規定に該当する場合は、この保証金の納付を免除します。

② 受託者が納付した契約保証金は、規則第179条の規定により還付します。

11 公正な企画提案競技の確保

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を禁止します。

- (2) 企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の企画提案競技参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成してください。
- (3) 企画提案競技参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめる場合があります。

12 その他

- (1) 企画提案競技参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属しますが、提出された書類は返却しません。
- (2) 企画提案及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、企画提案競技参加者が負うものとします。
- (4) 企画提案競技参加者が本件企画提案に要する費用は、参加者が負担するものとします。
- (5) 本件企画提案に参加するに当たって得られた情報について、参加者は守秘義務を負うものとします。